

講演

(本紀要所載論文は凡て署名者の責任にして本會の意見を代表するものに非ず)

宮號の沿革

宮内省圖書寮
編修官

芝

葛

盛

一

私が茲に申し述べるのは特殊な研究の發表ではなく、只職として宮廷關係の事柄を掌つてゐるため、御參考までに極めて常識的な事を聊か説明させて頂くに止めたいと思ふ。

皇室の現御制度は概ね古例に淵源してゐるが、其の古例古制にも自づから變遷があるから、一々の場合に就て古今を對照して見る必要がある。例へば昔は、皇子と申すと、常に皇男子をのみ奉稱したのであつて、皇女子には別稱があつたが、今日では男女の兩方を含む事に變つてゐる。これでは時に當つて判然せぬやうであるが決して誤ではない。次に、親王・諸王も、古今其の現す意味が異つてゐる。往時

の親王は、皇兄弟及び皇子に限られ、二世以下の皇胤には申さない定めてあつたが、今日では五世までが親王であらせられ、五世以下は、男を王、女を女王とする定めである。又、皇后の御稱呼も往時は立后式があつて後に初めて申上げたのであつて、皇太子時代からの御嫡妻でも式前には之を皇后とは申し上げなかつたのである。ところが今日では、皇太子が御踐祚になれば、皇太子妃は當然に、何等の手續を要せずして皇后であらせられる。皇子が皇太子とならせられるにも、昔は必ず立太子の御儀を経ることを要したが、今日では天皇の皇長男子は、御生れながらにして皇太子に在しまし、立太子の御式によつて初めて皇太子たる御身分が生ずるのではない。斯の如く、古今其の名稱は同じであつても、其の意味は異なることが多いのであつて、是等は現制を考察する上に於て、極めて必要な注意點であらうと思ふ。以下に申し述べる宮號は、殊に其の變遷の著しいものである。

宮の語義は、恐らく御屋から來てゐるであらう。直接に御諱を呼ぶ事は失禮に當るから之を憚つて、高貴の御住屋の意味で申し出した事かと思ふ。併しながら特に皇族に對して宮號を稱したのは餘り古くない事だ、或は平安朝中期、藤原時代頃からであらうか。とにかく源氏物語・榮華物語などを見ると、若宮・今宮・いと宮・兒宮と云ふやうな稱呼が多く目に着く。別に又、男女の性に由つて呼びわけて、男宮・女宮・姬宮とも申し、或は長幼の順に従つて、一ノ宮・二ノ宮・三ノ宮などと稱し、更に其の双

方を兼ねて男一ノ宮・女三ノ宮とも呼び、なほ其れ等の御方々が帯びさせられた官職の上から、中務宮・兵部卿宮・帥宮などと申す例も存するのである。其の他には又、御住居の地名に因んだ宮號もある。後白河天皇の第二皇子以仁王を、三條宮又は高倉宮と申したのは其の例である。又、御殿の名を其の儘、宮號として呼び申す事もある。以仁王の御子道尊は殷富門院の安井殿の寺に住せられたので、之を安井宮と呼んだのは其の例である。出家して寺に入られた御方は、別に又寺號を冠して呼ぶ例もあつて淨願寺宮、城興寺宮、輪王寺宮等數へ立てれば限もない程である。更に又、年號を附けて呼び申した事もある。例へば建久元年に親王宣下のあつた宮を建久宮と申した如きは其れである。

斯ういふ風に、宮號には種々あるが、何れも眞の御名ではなく、當代の臣下から、直ちに、御諱をお呼び申す事は憚られるから、御關係のある事實に托して假に申上げた一種の私的稱呼、即ち世に謂ふ通稱である。

さて以上は、専ら歴史的な宮號の緣由について申したのであるが、現在の宮號は、それと稍趣を異にしてゐる。即ち之を種類によつて別つならば、一つは御幼少時の稱號としての宮號、他の一つは御家名としての宮號である。先づ第一には、御幼稱としての宮號に關して古來の變遷を述べて見たいと思ふ。

二

昔は敢て皇族と限らず、凡て出産のあつた直後に命名するといふ事は無かつた。生後第七夜に附ける呼び名は、要するに幼名・幼字・幼稱であつて、皇族の例で申すならば、何々の宮と呼ぶ其れは、御本名でなく、御元服、或は親王宣下を受けられて後、初めて御名がつくのである。故に何々の宮と申上げるのは、畢竟御本名がつくまでの御稱呼である。そして其れも古くは、甚だ簡單に御生誕順などに由つて、一ノ宮・二ノ宮・女三ノ宮とお呼び申す場合が多かつた。現在のやうに、古典の中からめでたい字句を撰んで佳名をつけるに至つたのは、極めて近世の事で、恐らく慶長以後ではないかと思ふ。尤も慶長以後にも、やはり一ノ宮・二ノ宮・若宮などの稱呼に従うた事例が並び存するのであつて、慶長三年の『湯殿上日記』を見ると、後陽成天皇の皇子・皇女方の御事が書かれてゐる中に、「三月五日、若宮の御方へ帷子、女二宮・女三宮の御方へ云々」と出てゐる。これから考へると、一概に年代によつて宮號の用例を論定することは出来ないと思ふが、慶長も十一年頃となると、同じ後陽成天皇の皇子方を吉宮・足宮・清宮などの宮號でお呼び申上げてゐるのである。皇宮のみならず、親王家でも新しい宮號を別に立てられる例が、元和以後にはあつたやうである。

そこで此の御幼稱としての宮號は、どなたがお附けになつたのかと申すと、皇室では天皇若くは上皇、親王家では家長が御命名になつたもので、其の時日は七夜を佳例としたのである。次にそれでは、

其の御幼少の宮號は、いつまで續くのかと云ふと、前にも申した通り、畢竟御本名がつくまでの御假稱であるから、御成人の後まで用うべきものではないが、併し臣下としてはやはり、御本名を呼ぶのは憚多い事であるから、やはり引續いて御幼稱の宮號を申上げる。しかし其れは代るべき公稱がない場合の事で、何とか外にも呼び申上げる御稱號が出来れば、御幼少時の宮號は自然に消滅した。例へば孝明天皇は、天保二年六月十四日の御生誕で、七夜に宮號がついて熙宮と申上げた。其の後二三年の間の記録は皆其の通りである。ところが天保六年に儲君と御治定あらせられた。儲君とは儲の君の御義で、近世は皇太子と成らせられる前に、一往儲君とならせられ、其の後に改めて立太子式を擧げられるのが例であつたが、一旦儲君とならせられると、續いて親王宣下がある。故に其の後の記録には、儲君親王とか儲君とかあつて、熙宮の御號は自然に消滅してゐる。これは注意すべき事實である。ところが又、其の後に立太子式があつて、愈々皇太子とならせられると、記録上の御稱呼は又改められて、今度は皆、東宮とも呼び申してゐるのである。

此の事は親王家でも亦其の通りであつて、伏見宮邦忠親王は、やはり七夜に御幼名としての宮號があつたが、後に上野國の太守になられたので、以來は上野宮と申上げ、御幼稱の宮號は自然に消滅した。そんなわけで、何か御幼名に代る稱呼が出来れば、新に、それに従ふのであるが、其の事がなければ

ば後までも引續いて御幼名を申上げる。これが舊時の例であつたのである。

ところで、明治以後には、それがどう變つたかと云ふと、明治八年の十一月十八日に、皇子生誕に關する事柄に付いて、時の右大臣から宮内卿に達した數條の達の中に、皇子女御命名の儀は先規に任せ一七日に御式があるべきである、又何某宮の稱を廢し、親王宣下の後は何親王と申し上げる、併しながら臣民から御名を申すのは不敬であるから、別途に御住居の御殿名を宮號に定め、御名は何親王、御稱號は何宮と布告し、臣民からは御稱號を申上げるやうにとある。これで見ると、御七夜に御定稱があるのは從來通りであるが、只異つたのは、宮號が御殿名に據る事となり、尙ほ慶長以來の例であつた御幼稱撰字が一時御取止めとなつた事である。實例を申すと、明治八年一月二十九日に御誕生の皇女は、御名を茂子と申上げたが、御住所の御殿は梅御殿であるから、梅宮と申上げるやうに布告された。これは御七夜に御命名があると同時に、宮號が定められた實例である。續いて明治十年には敬仁親王の御生誕があつたが、此の御方は竹御殿に在らせられたので、竹宮と申上げた。これも前記の達の通りが實行されたのである。ところが大正十二年に大正天皇が御降誕あつた時には、御諱を嘉仁と申上げ、御宮號を明宮と申す事に定まつた。此の御宮號は御殿名でなく、古典に求めた佳名であつて、一旦廢止になつた撰字の事が此の御時から復舊し、今もなほ御めでたい名を宮號とする例となつてゐる。ところで皇子御命

名の事については、明治四十三年の三月に皇室親族令が出て、其第三十七條には、「皇子誕生シタルトキハ天皇之ニ名ヲ命ズ」と規定されたが、それ以上細かな事の取定めはない。しかし其の時の説明に依ると、皇子の御命名が天皇の御撰に依ることは古來の慣例である、そして其の御命名の時も、これ亦第七日とするのが古習である、其の外に宮號を親授し、稱呼に便する事も、やはり舊慣の一つである故に是等を規定に上さなかつたのは、慣例上當然行はるべき事で、特に掲げる必要がないからである、この事であつた。故に右の皇室親族令第三十七條の法意は、御命名があると同時に佳名を撰んで宮號とすることを含んでゐるのである。

斯の如く宮號の沿革を通觀すると、要するに昔の宮號は、やがて御名が出来るまでの御幼稱で、後には御殿の名を其のまゝに御稱號とするに至つたが、今日は御七夜に御命名が行はれると共に、一般の稱呼としての宮號が附けられるのである。又、昔は皇室のみか親王家でも、御名と共に宮號を新に立てられる例があつたが、今日では、御命名と同時に御稱號が授けられるのは天皇の御子に限り、親王家では家長が只御名だけを命ぜられる事に變つた。故に御七夜に何某宮何某親王と新に申上げるのは皇室だけに限られた御事である。次に又、昔は宮號を定めるに就て色々出典を求めて撰字したものであるが、御名と宮號との間には何の關聯もなかつた。明治初年に撰字の事は一旦止んで、十二年以後に再び復活さ

れたが、やはり御名と宮號とは互に關聯がなかつた。ところが今日では、お互に何等か關聯の有る出典の中から撰ぶ事になつてゐる。當代の皇太子であらせられる繼宮の御稱號も、やはり御名と同じく、明治天皇の御詔勅中から御めでたい文字を撰ませられたのである。順宮と申す御稱號とても、御名と共に孟子の中に典據を求められたのであつて、御名と御稱號とは互に相關聯してゐるのである。これは今上天皇の皇子方から始まつた事のやうに拜察するが、何れにしても御稱號と申すものは、一般世人から直に御名をお呼び申上げるのは憚多いといふ精神に出てゐることは、古今一轍である。

然らば何故に現皇太子御誕生の御時に、御稱號が定まつたのであるか。申すまでもなく現皇太子は、御生れながらにして皇嗣であられるから、特に何某宮と御稱號の御定めがなくとも、一般からは東宮と申上げれば宜しいのではあるまいかとの議論も一部には出たと聞くが、これは我國數百年來の慣例であつて、理窟で律すべき問題ではないのである。若し又、理窟を言ひ立てるとならば、皇室親族令には、全く御稱號についての規定がなく、従つて、如何なる場合には稱號を附けずとも可いと云ふ規定も存在しないのである。故に御生れながらの皇太子であらせられても、やはり舊慣に従つて、御稱號のあるのが順當であると申さねばならぬ。

さて以上は専ら御幼少時からの宮號について申上げたのであるが、次には高松宮・三笠宮などの御方々に御例を拜する新宮號、即ち御成人後新に賜はる宮號を申し述べて、双方の宮號の觀念の相違點を一言致したす。

古く今の制度では、皇子・皇女の親王は御生れながらの御事であつたが、淳仁天皇は孫王から入つて大統を繼がせ給うたので、御即位の翌年たる天平寶字三年六月、詔を發して、御兄弟姉妹の方々を悉く親王とせさせ給うた。親王號の宣下は、實に此の時に端を啓いてゐるのであつて、後には皇子又は皇兄弟であらせられない方々をも、特に親王とせさせ給ふ例が開けた。三條天皇の孫王を親王と申上げたのが即ち其の例であるが、更に後には、二世王、三世王でも、宣下があれば親王であり、之と反對に、假令皇子であらせられても宣下の事がなければ諸王である、と云ふやうな事になつて、それが淵源して遂に世襲親王家が生れた。其の最初は常盤井宮である。此の宮號は、龜山天皇の第七皇子恒明親王から初まつてゐるが、其の後嗣は數代引續いて世襲の親王であられた。後二條天皇の皇長子邦良親王から起つた木寺宮も世襲親王家の例であるが、これ亦數代で絶えた。近世では、伏見・桂・有栖川・閑院の諸宮家だけが、世襲の親王家であつて、世に之を四親王家と申したのは周知の事である。

四親王家の中で、伏見宮は榮仁親王から發して、二十數代續いてゐるが、御代々親王であつて、一旦

天皇・上皇の御猶子となられたる後に、親王宣下を受けられるのが例である。そして若し御世嗣が無ければ、皇子が宮家に入つて繼がれるのが、これ亦例であつて、其の場合多くは宮號を改められる事となつてゐる。これは他の親王家にも通じての事例である。有栖川宮は、初め高松宮と申したのであるが、二代目良仁親王は皇統を繼いで後西天皇とならせられ、其の皇子幸仁親王が、改めて宮家に入つて繼嗣となられたので、其の時に有栖川と御改稱あつたのである。桂宮も元は八條宮と申したのを、後に常盤井宮と改め、更に京極宮と變り、最後に桂宮となつたのであるが、是等の御改稱は、何れも時の天皇又は上皇の御子が新に入つて御繼承になつた場合の例である。故に宮號の改稱は常に勅詔に基いてゐるのであつて、其の勅詔が、いつ降されるかと云ふ事に就てはこゝで申上げる事を省略する。

そこで幕末に至るまでは、世襲親王家と申すものは、以上の四親王家の外になく、従つて又、宮家と申すべきものも右の外になく、一般皇族の多くは、出家して寺院に入り、法統を繼いで宮門跡となられたのが多かつたが、明治維新に際して大政復古の時、それは甚だ面白くない事だとして復飾を命ぜられ、何れも還俗せられた結果、新に多くの宮が出来た。山階・聖護院・華頂・東伏見・梨本・北白川・久邇・賀陽の各宮は、初めは何れもそれぞれの寺院に入つて、其の門跡であられたのであるが、還俗の御縁由で、新に宮號を賜はり、各一家を創立せられたのである。ところが明治元年の閏四月になつて、

從來の四親王家は特に御縁故も深い事であるから依然として世襲親王家で宜しい、併し新しい宮家にあつては、御當主は既に親王宣下を受けておいでになるから、其の御一代は問題でないが、二代目からは華族となつて臣籍に列せられるやうにとの御達しが出た。それで一往は其通りに定まつたのであるが、種々の事情で實行がむつかしくなつて、二代目も親王と申す例が起り、又、特別に世襲親王に列する議も起つた。東伏見宮は其の二代親王の一事例である。斯ういふわけで、精神は改まつたが、其處に多少の除外例が生じたのである。

四

其の様な次第で、皇室典範が出来た明治二十二年までの宮は、何れも家の觀念である。新に宮號を授けられるといふ事は、獨立の一家を創立することを意味した。文獻を見ても、宮家の相續とか、遺蹟相續とか云ふ語の記載があつて、純然たる家である。即ち所謂の宮家である。隨つて奉仕の職員も、家令・家扶・家従と呼ばれ、それ等の點から觀ても、一個の獨立した家の觀念が明らかに認められるのである。ところが、明治二十二年の二月に愈々皇室典範が出来て以後は、其の性質が變つた。即ち典範に従ふと皇族は天皇を家長と仰ぐ御家族であつて、獨立に家をお持ちになる皇族は在らせられない事になつてゐる。故に「皇族ハ天皇之ヲ監督ス」(三五條)とあり、「皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由」(四〇條)り、又、

「皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ズ」(四二條)なほ又、「親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ之ヲ廢」(六〇條)せられたのである。是等の規定によつて見ると、舊來の各宮家は此の時以後最早別立した一つの家ではなくなつて、皇室御一家主義と變つたのである。それならば、何故に宮號が殘されてあるのか不審であると考へるものがあるかも知れぬが、法曹家の解釋に依ると、皇室典範制定以後の宮號は御個人としての稱呼であつて、御父子の間で其の宮號を繼受せられると申す事は法理上一個の獨立した家の家長權の繼承を意味しない、同様に又、新宮號の授賜は、一家の創立を意味しない、皇族が一家を御創立になるとすれば、それは皇室の外に出られる事であるから、皇族では在しませない、即ち新に姓を賜はつて臣籍に降らせ給ふ場合が、一家の創立であつて、新に宮號を賜はるといふ事は、畢竟、一の稱號を賜はることであると觀るべきだ、と云ふのである。常識上では中々理解のむづかしい説であるが、法の精神はさうである。典範制定以後にも、東伏見宮・竹田宮・高松宮・三笠宮と、新しく賜はつた宮號は多くあるが、要するに何れも御個人に對して勅賜されたのである。そこで前述の如く、典範制定以前の宮家には家令・家扶が置かれてあつたが、宮が家でなくなつてからは、家令・家扶等の名稱を廢し、宮内事務官を置いて部局に配置すると同時に、分屬して事務を執らせる事になつた。これは宮が家でないことの觀念を明瞭にしたものである。

故に同じく何宮と申しても、典範制定の前と後とで、其の觀念が非常に違ふのである。典範以後の宮號は、何れも御年頃になつて賜はつたのであるが、皇室成年式令によつて、成年に達せられた時に宮號をお受けになつたのは、秩父宮と三笠宮とであらせられる。しかし成年式の日に宮號を賜はるといふ事は、法規上に記載のない事である。やはりこれは、舊來の慣習に依つて賜はるのであらうと拜察される。之に就て想ひ起すのは高松宮の御宮號である。

高松宮は、大正天皇の第三皇子で、元は光宮宣仁親王と申上げたのであるが、主上特別の思召で高松宮となられたのである。此の宮號は前にも述べた通り有栖川宮の舊號であるが、御十代威仁親王の御繼嗣裁仁王が、御不幸にも海軍兵學校御在學中明治四十一年四月七日に薨去されたので、御養子をなさるねば御後が絶えるわけであつた。そこで威仁親王は、韓國統監であつた伊藤博文に手紙を以て後の方法を御相談になつた。それは裁仁王の御薨後間もない四月十五日の事で、書中の趣は、先代からの系統が、これで絶えるといふのは遺憾である、就ては舊例によつて皇子孫の御繼統を願ふ外はあるまいかと思ふ、侯爵の考へはどうであるか、一刻も早く内意を聞かせて貰ひたい、と云ふにあつたやに拜承する。ところが之に對する伊藤の返事はどうあつたかと云ふに、尊宮御後繼の事に想ひ到ると感慨無量である、從來の御事歴を履むについては、皇室典範の規定にも考へを及ぼさねばならぬ、何とか法規に反

らないやうに善後の事を致さねばならぬ、御心中も察しは申上げるが、總ては聖慮を伺ひ奉つた上で：
；との事であつた。舊來の慣例では、宮家の御後嗣が絶えた時には、時の天皇の皇子が入つて繼がせ給
うたのであるが、皇室典範制定後の宮は、元の宮家とは違ふのであるから、皇子を養ひ奉るといふわけ
にはゆかない、さればとて、四親王家として御由緒の深い有栖川宮の御後が絶えるといふのも残念であ
ると云ふので、これには典範制定に特別深い関係のある伊藤侯として困却したのである。さて、其の間
の事は機微に亘るから省略させて戴くが、其の後、威仁親王は、御病氣で須磨に御静養中遂に大正二年
七月に薨去せられたので、其の月六日大正天皇は特に宣仁親王に高松宮の稱號を賜はり、舊有栖川宮の
祭を繼がしめ給ふ特別の思召を仰せ出された。幾たびも申した通り、高松宮は有栖川宮家最初の御稱號
で、御縁故の深い御名である故である。勿論これは新に賜はつたので、其の舊號の高松宮を繼がれたの
であるとは申せないが、御趣意は右の如く拜察されるのである。伊藤侯が法規に戻らずして何とか善後
の取計らひを致したいと御答へした精神も、恐らく此の邊に存したのであらう。

以上申したやうなわけで、今日の宮號は、舊來の宮家ではなく、御一人一人の御稱號である。最近新
に賜はつた三笠宮の御稱號も、勿論それであつて、之を宮家御創立と申すのは通俗の言葉である。今日
の皇室の御制度としては、皇室と別立しての宮家といふものは有り得ない事である。